

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

○ 規則
指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲を定める規則の一部を改正する規則 二〇

○ 告示
保安林の指定をする予定である旨の通知をする森林所有者等の所在が不分明であるため当該通知の内容を掲示した件 二〇

○ 保安林の指定実施要件を変更する予定である旨の通知をする森林所有者等の所在が不分明であるため当該通知の内容を掲示した件 二〇

○ 道路の区域を変更する件七件 二〇

○ 道路の供用を開始する件二件 二〇

○ 都市計画事業を認可した件 二〇

○ 都市計画事業の事業計画の変更を認可した件 二〇

規 則

指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月七日

福島県知事 内堀 雅雄

福島県規則第五号

指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲を定める規則の一部を改正する規則

指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲を定める規則（昭和三十九年福島県規則第三十七号）の一部を次のように改正する。

別表第二ふくしま未来農業協同組合の項中「月館総合支店、小手支店」を「月館支店」に改め、同表夢みなみ農業協同組合の項中「東部支店、西袋支店、仁井田支店、稲田支

店、大東支店」を「須賀川東支店、須賀川支店」に改め、「白河中央支店」を削る。

この規則は、令和五年三月十三日から施行する。

（出納総務課）

告 示

福島県告示第五十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の二第一項の規定により、保安林の指定をする予定である旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不分明であるため、同法第百八十九条の規定により当該通知の内容を檜葉町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

令和五年三月七日

福島県知事 内堀 雅雄

一 所在の不分明な者の氏名

株式会社警城銀行

二 通知の内容の要旨

1 保安林の指定をする予定であること。

2 保安林予定森林の所在場所、指定の目的及び指定後の指定実施要件については、保安林の指定をする予定である件（令和五年福島県告示第三十七号）によること。

3 当該告示の内容について異議があるときは、森林法第三十二条第一項の規定により、当該告示の日から三十日以内に意見書を福島県知事に提出することができること。

（森林保全課）

福島県告示第五十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により、保安林の指定実施要件を変更する予定である旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不分明であるため、同法第百八十九条の規定により当該通知の内容を石川町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

令和五年三月七日

福島県知事 内堀 雅雄

一 所在の不分明な者の氏名

三森勇 三森光二 添田喜男 大串幸子 添田鳥之助

二 通知の内容の要旨

1 保安林の指定実施要件を変更する予定であると農林水産大臣から通知があったこと。

2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知があった件（令和五年福島県告示第六十二号）によること。

3 当該告示の内容について異議があるときは、森林法第三十二条第一項の規定により、当該告示の日から三十日以内に意見書を福島県知事に提出することができること。

（森林保全課）

福島県告示第五十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で令和五年三月七日から二週間一般の縦覧に供する。

令和五年三月七日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更後	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道広野 小高線	南相馬市小高区浦尻字 北原八八番三地先から 同 市小高区福岡字 大明神一五六番一地先 まで	変更前 A	五・二〇 四四・三	六、四三五・三
	南相馬市小高区浦尻字 北原八八番三地先から 同 市小高区福岡字 大明神一五六番一地先 まで	変更後 A	五・二〇 四四・三	六、四三五・三
	南相馬市小高区角部内 字市ノ谷四三五番地先 から 同 市小高区福岡字 大明神一五七番一地先 まで	変更後 B	一一・五〇 六二・七	九二一・三

（道路計画課）

福島県告示第五十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、一般国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県中建設事務所で令和五年三月七日から二週間一般の縦覧に供する。

令和五年三月七日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更後	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
一般国道 二八八号	田村郡三春町字鶴時田 八番二地先から 同 郡同 町字八幡町 四三番一地先まで	変更前 八・八〇 二〇・七	八・八〇 二〇・七	一九七・〇
	田村郡三春町字鶴時田 八番二地先から 同 郡同 町字八幡町 四三番一地先まで	変更後 一一・〇〇 二四・三	一一・〇〇 二四・三	一九七・〇

（道路計画課）

福島県告示第五十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県中建設事務所で令和五年三月七日から二週間一般の縦覧に供する。

令和五年三月七日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更後	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道須賀 川三春線	田村郡三春町字八幡町 一七番一地先から 同 郡同 町字八幡町 三八番一地先まで	変更前 九・五〇 一〇・四	九・五〇 一〇・四	一二七・四
	田村郡三春町字八幡町 一七番一地先から 同 郡同 町字八幡町 三八番一地先まで	変更後 一〇・四〇 二四・七	一〇・四〇 二四・七	一二七・四

（道路計画課）

福島県告示第五十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県北建設事務所で令和五年三月七日から二週間一般の縦覧に供する。
令和五年三月七日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更後 の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長
県道梁川 霊山線	伊達市梁川町細谷字花 立一四番一地从先から 同 市保原町金原田字 同 市保原町金原田字 菖蒲沢一三〇番一地从先 まで	変更前 変更後	一一・〇〇 五三・〇〇 一一・〇〇 三五・八	一、四七二・五 一、四七二・五

(道路計画課)

福島県告示第五十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県北建設事務所で令和五年三月七日から二週間一般の縦覧に供する。
令和五年三月七日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更後 の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長
県道伊達 霊山線	伊達市保原町金原田字 北前七六番地先から 同 市保原町金原田字 同 市保原町金原田字 菖蒲沢一五番一地从先 まで	変更前 変更後	七・二二 一一・〇〇 八・〇〇 二六・八	七〇・四 七〇・四 七〇・四

(道路計画課)

福島県告示第五十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について

て道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県北建設事務所で令和五年三月七日から二週間一般の縦覧に供する。
令和五年三月七日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更後 の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長
県道伊達 霊山線	伊達市保原町金原田字 北前七六番地先から 同 市保原町金原田字 同 市保原町金原田字 菖蒲沢一五番一地从先 まで	変更前 変更後	八・〇〇 二六・八 八・〇〇 二六・八	七〇・四 七〇・四 七〇・四

(道路計画課)

福島県告示第五十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県北建設事務所で令和五年三月七日から二週間一般の縦覧に供する。
令和五年三月七日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更後 の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長
県道飯野 三春石川 線	二本松市西勝田字杉内 九番四地先から 同 市西勝田字杉内 二〇番四地先まで	変更前 変更後	一一三・六 一一・八 一一三・六 一一三・八	三八・四 三八・四 三八・四

(道路計画課)

福島県告示第五十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県北建

設事務所で令和五年三月七日から二週間一般の縦覧に供する。
令和五年三月七日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
県道梁川霊山線	伊達市梁川町細谷字原前六九番地 先から 同 市梁川町細谷字原前一〇四番 一地先まで 伊達市梁川町細谷字宮田七四番一 地先から 同 市保原町金原田字菖蒲沢一三 〇番一地先まで	令和五年三月七日

(道路計画課)

福島県告示第百六十号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県北建設事務所で令和五年三月七日から二週間一般の縦覧に供する。
令和五年三月七日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
県道伊達霊山線	伊達市保原町金原田字北前七六番 地先から 同 市保原町金原田字菖蒲沢一五 番一地先まで	令和五年三月七日

(道路計画課)

福島県告示第百六十一号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定により、都市計画事業について、次のとおり認可した。
令和五年三月七日

福島県知事 内堀雅雄

一 施行者の名称 いわき市

二 都市計画事業の種類及び名称

いわき市都市計画道路事業 三・五・百三十一号 搔樋小路幕ノ内線

三 事業施行期間 令和五年四月一日から令和十二年三月三十一日まで

四 事業地 収用の部分 いわき市平字田町、字旧城跡及び字搔樋小路地内
使用の部分 なし

福島県告示第百六十二号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、都市計画事業に係る事業計画の変更について、次のとおり認可した。
令和五年三月七日

福島県知事 内堀雅雄

一 施行者の名称 郡山市

二 都市計画事業の種類及び名称 郡中都市計画道路事業 三・三・百四号 内環状線

三 事業認可の年月日 平成十七年一月十一日

四 事業施行期間 (変更前) 平成十七年一月十一日から平成三十五年三月三十一日まで
(変更後) 平成十七年一月十一日から令和十年三月三十一日まで

五 事業地

収用の部分 変更なし
使用の部分 変更なし

(まちづくり推進課)

